

総官会第790号
平成20年4月30日

(一部改正) H20.5.22総官会第911号

各都道府県知事
各政令指定都市市長 } 殿

総務大臣

総務省所管一般会計補助金等に係る財産処分について

標記につきまして、今後、別添のとおり取り扱うこととしますので、周知徹底をお願いするとともに、当該処分等の際には予め当該補助事業等所管部局と調整の上ご対応いただくようお願いいたします。

なお、当該処分等が行われる場合には、当該財産処分が行われる地域において、当該補助対象財産がその設置目的を果たしてきたものと考えられるため、当該地域における同種の補助事業等の申請に当たりましては、予め十分にご検討いただくようお願いいたします。

また、貴管内市町村が行う総務省所管補助事業等につきましても同様に取り扱うこととしますので、この旨周知徹底いただくようお願いいたします。

大臣官房秘書課長
大臣官房総務課長
大臣官房会計課長
大臣官房政策評価広報課長
大臣官房管理室長
人事・恩給局長
行政管理局長
行政評価局長
自治行政局長
自治財政局長
自治税務局長
情報通信政策局長
総合通信基盤局長
郵政行政局長
統計局長
消防庁長官
公害等調整委員会事務局長
自治大学校長
情報通信政策研究所長
管区行政評価局長(四国支局及び沖縄行政評価事務所を含む。)
各管内行政評価事務所長
総合通信局長(沖縄総合通信事務所を含む。)

殿

総 務 大 臣

総務省所管一般会計補助金等に係る財産処分について

総務省所管一般会計に係る補助金等の交付を受けて取得し、又は効用の増加した政令で定める財産(以下「補助対象財産」という。)を補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊すこと等(以下「財産処分」という。)を行うに当たっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)第2条第3項に規定する補助事業者等にあつては、同法第22条に規定する総務大臣の承認が、同法第2条第6項に規定する間接補助事業者等にあつては、同法第7条第3項の規定により付した条件に基づく総務大臣の承認が必要である。

これらの承認について、近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応するとともに、既存ストックを効率的に活用した地域活性化を図るため、承認手続等の一層の弾力化及び明確化を図ることとし、今般別添「総務省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」（以下「承認基準」という。）を定めたので通知する。

内部部局の長及び外局の長（以下「内部部局等の長」という。）並びに適正化法第26条により事務が委託されている者は、下記に留意し、平成20年4月1日以降に申請を受理したものについては、総務省所管の各補助金等交付要綱における定めにかかわらず、原則として、この承認基準に基づき対応されたい。

記

- 1 内部部局等の長は、特段の事情により必要がある場合には、別にこの承認基準の特例を当該交付要綱等において定めることができることとするので、適切に対応されたい。
- 2 平成20年3月31日において既に承認申請を受理しているが、本日において承認を行っていないものについても、この承認基準に基づき対応して差し支えない。
- 3 本日において既に承認を行っているが納付金の国庫納付を命じていないもののうち、財産処分の日が平成20年4月1日以降であるものについては、この承認基準に基づき納付金額を算定して差し支えない。
- 4 補助対象財産の補助目的を変更する財産処分が行われる場合には、当該財産処分が行われる地域において、当該補助対象財産がその設置目的を果たしてきたものと考えられるため、当該地域における同様の補助事業等の新規採択に当たっては、慎重に対処されたい。
- 5 内部部局等の長におかれては、関係団体に対し、この承認基準並びに上記1の内部部局等の長が別に定める基準について、十分周知を図られたい。

総務省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準

第1 趣旨

「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第22条の規定に基づく財産処分（補助金等の交付を受けて取得し、又は効用の増加した政令で定める財産（以下「補助対象財産」という。）を補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊すこと等をいう。以下同じ。）の承認については、近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応するとともに、既存ストックを効率的に活用した地域活性化を図るため、この承認基準を定め、承認手続等の一層の弾力化及び明確化を図ることとしたものである。

なお、補助事業等を行う地方公共団体が補助対象財産の用途を変更する財産処分については、当該財産処分が行われる地域において、当該補助対象財産がその設置目的を果たしてきたことが前提であり、当該地方公共団体の判断を確認の上、その判断を尊重し、対応することとする。

第2 承認の手続

1 申請手続の原則

補助事業者等が財産処分を行う場合には、総務大臣（適正化法第26条により事務を委任されている者も含む。以下「総務大臣等」という。）に別紙様式1の財産処分承認申請書を提出することにより、申請手続を行う。

間接補助事業者等が財産処分を行う場合には、当該間接補助事業に係る補助事業者等に対し財産処分の承認申請を行い、申請を受けた補助事業者等は、総務大臣等に別紙様式1の財産処分承認申請書を提出することにより、申請手続を行う。

(注1) 財産処分の種類

転用：補助対象財産の所有者の変更を伴わない目的外使用。

譲渡：補助対象財産の所有者の変更。

交換：補助対象財産と他人の所有する他の財産との交換。

貸付：補助対象財産の所有者は変更を伴わない使用者の変更。

担保：補助対象財産に対する抵当権の設定。

取壊し：補助対象財産（施設）の使用を止め、取り壊すこと。

廃棄：補助対象財産（設備）の使用を止め、廃棄処分をすること。

(注2) 一時使用の場合

施設の業務時間外の時間帯や休日を利用し、本来の事業に支障を及ぼさない範囲で一時的に他用途に使用する場合は、財産処分に該当せず、手続は不要である。

(注3) 承認後の変更

承認を得た後、当該承認に係る処分内容と異なる処分を行う場合又は当該財産処分の承認に付された条件を満たすことができなくなった場合には、改めて

手続が必要である。

2 申請手続の特例（包括承認事項）

次に掲げる財産処分（以下「包括承認事項」という。）であって別紙様式2により総務大臣等への報告があったものについては、上記1にかかわらず、総務大臣の承認があったものとして取り扱うものとする。ただし、当該報告において、記載事項の不備等必要な要件が具備されていない場合は、この限りではない。また、当該財産処分に当たり、用途や譲渡先等について差別的な取扱いをしないものとする。

(1) 地方公共団体が、近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応するため又は既存ストックを効率的に活用した地域活性化を図るためとの判断の下に行う次の財産処分（有償譲渡及び有償貸付を除く。）

- ① 経過年数（設置後経過した年数をいう。以下同じ。）が10年以上である施設又は設備（以下「施設等」という。）について行う財産処分
- ② 経過年数が10年未満である施設等について行う財産処分であって、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）に基づく市町村建設計画又は市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）に基づく合併市町村基本計画に基づいて行われるもの

(2) 災害若しくは火災により使用できなくなった施設等又は立地上若しくは構造上危険な状態にある施設等の取壊し又は廃棄（以下「取壊し等」という。）

(注) 地域再生法に基づくみなし承認の場合

地域再生法（平成17年法律第24号）第23条の規定により総務大臣の承認を受けたものとみなされた財産処分については、この承認基準に定める手続を要しない。

第3 国庫納付に関する承認の基準

1 地方公共団体が行う財産処分

(1) 国庫納付に関する条件を付さずに承認する場合

地方公共団体が行う次の財産処分については、国庫納付に関する条件（財産処分に係る納付金（以下「財産処分納付金」という。）を国庫に納付する旨の条件をいう。以下同じ。）を付さずに承認するものとする。

- ① 道路の拡張整備等の設置者の責に帰さない事情等によるやむを得ない取壊し等（相当の補償を得ている場合を除く。）
- ② 包括承認事項
- ③ 経過年数が10年未満である施設等に係る財産処分であって、市町村合併、地域再生の施策に伴うものとして総務大臣が適当であると個別に認めるもの（有償譲渡及び有償貸付を除く。）
- ④ その他総務大臣が条件を付さないことが適当であると認める場合

(2) 国庫納付に関する条件を付して承認する場合

上記以外の転用、譲渡、貸付、交換及び取壊し等については、国庫納付に関する条件を付して承認するものとする。

2 地方公共団体以外の者が行う財産処分

(1) 国庫納付に関する条件を付さずに承認する場合

地方公共団体以外の者が行う次の財産処分については、国庫納付に関する条件を付さずに承認するものとする。

① 経過年数が10年以上である施設等に係る財産処分であつて、次の場合に該当するもの

ア 総務省の所管する法令に規定する事業又は総務省所管の補助金等の対象となる事業など総務大臣が個別に認める事業に使用するために転用、無償譲渡、無償貸付、交換又は取壊し等を行う場合

イ 国又は地方公共団体への無償譲渡又は無償貸付

② 経過年数が10年未満である施設等に係る財産処分であつて、上記①ア又はイに該当するもののうち、市町村合併、地域再生等の施策に伴うものであつて、総務大臣が適当であると個別に認めるもの

③ 道路の拡張整備等の設置者の責に帰さない事情等によるやむを得ない取壊し等（相当の補償を得ている場合を除く。）

④ 老朽化により代替施設を整備する場合の取壊し等

⑤ 包括承認事項（災害等による取壊し等の場合）

(2) 国庫納付に関する条件を付して承認する場合

上記以外の転用、譲渡、貸付、交換及び取壊し等については、国庫納付に関する条件を付して承認するものとする。

(3) 再処分に関する条件

処分後の財産について再処分を行う場合は、処分制限期間を経過していない当該財産については、この承認基準に基づき同様の手続を行うものとする。この場合、補助目的のために使用した期間と財産処分後に使用した期間とを通算した期間を経過年数とみなす。

なお、譲渡により所有者に変更があつた場合の申請手続については、財産処分後の所有者が当該手続を行うものとする。

3 全ての補助事業者等において共通する事項

(1) 担保に供する処分

担保に供する処分については、総務大臣が適当であると認めた場合に限り、抵当権が実行に移される際に財産処分納付金を国庫に納付させることを条件として承認するものとする。

(2) 土地の財産処分の取扱いについては、原則として、当該土地に整備された施設の財産処分と併せて行うこととする。

第4 財産処分納付金の額

1 有償譲渡又は有償貸付

(1) 地方公共団体の場合

① 譲渡額等を基礎として算定する場合

ア 財産処分納付金額

有償譲渡又は有償貸付に係る財産処分納付金額は、譲渡額又は貸付額

(貸付期間にわたる貸付額の合計の予定額。以下同じ。)に、総事業費(補助基準額を超える補助事業者等負担分を含む。以下同じ。)に対する国庫補助額の割合を乗じて得た額とする。

イ 上限額

処分する施設等に係る国庫補助額とする。

- ② 上記①以外の有償譲渡又は有償貸付に係る財産処分納付金額は、残存価値額(施設等にあつては、処分する施設等に係る国庫補助額に、処分制限期間に対する残存年数(処分制限期間から経過年数を差し引いた年数をいう。)又は貸付年数(処分制限期間内の期間に限る。)の割合を乗じて得た額を、土地等にあつては、国庫補助額をいう。)とする。

(2) 地方公共団体以外の者の場合

- ① 譲渡額等を基礎として算定する場合

ア 財産処分納付金額

有償譲渡又は有償貸付に係る財産処分納付金額は、譲渡額又は貸付額(ただし、その譲渡額又は貸付額が評価額(不動産鑑定額又は残存簿価(減価償却後の額)をいう。以下同じ。)に比して著しく低価であることを合理的に証することができない場合には、評価額。)に、総事業費に対する国庫補助額の割合を乗じて得た額とする。

イ 上限額

処分する施設等に係る国庫補助額とする。

- ② 上記①以外の有償譲渡又は有償貸付の場合の財産処分納付金額は、残存価値額とする。

- 2 全ての補助事業者等における国庫納付に関する条件を付された転用、無償譲渡、無償貸付、交換又は取壊し等の場合の財産処分納付金額は、残存価値額とする。